

引上げ分の地方消費税収の用途について（令和5年度当初予算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその用途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金 30,882 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 431,875 千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の用途および財源内訳】

単位：千円

用途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	197,781	56,844	46,102	4	6,781	88,050
高齢者福祉費	172,833	4,084	13,057	6,662	10,657	138,373
児童福祉費	164,068	23,098	11,037	9,303	8,626	112,004
保健衛生費	68,940	327	483	17,399	3,627	47,104
共済費	16,653				1,191	15,462
合計	620,275	84,353	70,679	33,368	30,882	400,993
	特定・一般財源計	188,400			431,875	